

保険薬局管理薬剤師各位

薬剤科長

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルの運用について

平素より、当院の処方せんを応需していただきありがとうございます。

当院では、薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さんへの薬学的ケアの充実及び処方医や保険薬局での負担軽減を図る目的で、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」の運用しています。

本プロトコルを適正に運用開始するにあたり、合意書を取り交わすことを必須条件としておりますので、参画を希望される場合は、当院薬剤科（TEL：0198-62-2222）までご連絡ください。

記

1 処方変更に係る原則

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品へ変更できない。
- ・「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。

2 各種問い合わせ窓口

① 処方内容（診療・調剤に関する疑義・質疑など）

受付場所：処方医師

② 保険関係（保険者番号、公費負担など）

受付場所：医事経営課（内線169）

③ プロトコルに関すること

受付場所：薬剤科調剤室（内線109）

※受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

※電話番号 0198-62-2222（代表）

3 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、院外処方せんを用いてその内容をFAXにて連絡してください。

FAX番号：0198-68-3102（薬剤科直通）

4 その他

- （1）合議書内の項目は処方医への同意確認を不要とします。
- （2）運用については当院のホームページでも確認できます。

上記内容については、令和元年10月3日に作成・合意された文書である。